

維持管理基準に適合するために講ずる措置の内容（焼却施設）

1 維持管理基準関係

基準又は設備	措置内容 (措置しない場合はその理由を記載すること)
1 ごみの投入 (第4条の5第1号)	・廃棄物投入時は廃棄物の処理量を計量し、投入量が処理能力を超えないようにする。
2 均一混合 (第4条の5第2号イ)	・該当無し。(ピット・クレーン方式ではないため)
3 定量供給 (第4条の5第2号ロ)	・廃棄物の投入は外気と遮断した状態で行う。 ・廃棄物の投入は投入口からの直接投入にて行う。 投入の際は廃棄物の投入量、排ガス温度等を考慮し定量的に投入を行う。
4 燃烧温度 (第4条の5第2号ハ)	・廃棄物焼却時は燃烧温度が 800℃を下まわらないよう、必要に応じ助燃バーナーを用いる。
5 焼却灰の熱しやく減量 (第4条の5第2号ニ)	・処理物の投入量が最大処理能力を超えないよう運転し、燃え殻の熱灼減量を 10%以下とする。
6 運転開始時の措置 (第4条の5第2号ホ)	・運転開始時には助燃バーナーを用い 50m ロータリーキルン炉と二次燃焼炉を予熱する。
7 運転停止時の措置 (第4条の5第2号ヘ)	・運転停止時は、廃棄物の投入を停止した後、助燃バーナーを用い、50m ロータリーキルン炉と二次燃焼炉を 800℃以上に保ち、廃棄物を燃焼し尽くす。
8 燃烧室中の燃烧ガス温度の連続測定・記録 (第4条の5第2号ト)	・50m ロータリーキルン炉と二次燃焼炉内に温度計を設置し、連続的に測定し、運転管理室の管理画面に常時表示して監視するとともに記録する。
9 集じん器入口温度 (第4条の5第2号チ)	・バグフィルタ入口ガスを 200℃以下となるように、急冷塔の噴霧水量の制御を行う。
10 集じん器に流入する燃烧ガス温度の連続測定・記録 (第4条の5第2号リ)	・バグフィルタ入口ガス温度をバグフィルタ入口に設置した温度計で連続測定し、運転管理室の管理画面に常時表示して監視するとともに記録する。
11 冷却設備等に堆積したばいじんの除去 (第4条の5第2号ヌ)	・二次燃焼炉、急冷塔、バグフィルタに堆積した飛灰は、定期修繕時に清掃、除去する。 (1 か月に 1 回)
12 排ガス中の一酸化炭素の濃度 (第4条の5第2号ル)	・以下の対策により排ガス中の一酸化炭素濃度が 100ppm 以下になるように廃棄物を焼却する。 ① 炉内温度を自動制御することにより、二次燃焼炉温度を 800℃以上に維持する。 ② 二次燃焼炉では、旋回流送風機を設けて燃焼ガスの攪拌を十分に行うとともに燃焼ガス滞留時間を 2 秒以上確保し、煙突出口における排ガス中の CO 濃度 100ppm 以下 (O ₂ 12% 換算値) にする。
13 排ガス中の一酸化炭素の濃度の連続測定・記録 (第4条の5第2号ヲ)	・煙突排ガスの CO 濃度は連続測定し、運転管理室の管理画面にて常時監視するとともに記録し保存する。

基準又は設備	措置内容 (設置しない場合はその理由を記載すること)
14 排ガス中のダイオキシン類濃度 (第4条の5第2号ワ)	・排ガス中のダイオキシン類濃度が 0.1ng-TEQ/Nm^3 以下となるよう、以下の対策を行う。 ① 燃焼ガスを 800°C 以上で2秒以上滞留させ、燃焼ガスを完全燃焼させて、ダイオキシン類の発生を抑制する。 ② 急冷塔にて燃焼ガスを 200°C に急冷し、ダイオキシン類の再合成を防止する。 ③ バグフィルタを2段にし、ダイオキシン類を除去する。
15 ダイオキシン類濃度等の測定・記録 (第4条の5第2号カ)	・煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類濃度を毎年1回測定し、記録する。 ・煙突から排出されるばい煙量またはばい煙濃度（硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素及び窒素酸化物）は1か月に1回測定し、記録する。
16 排ガスによる生活環境保全上の支障の防止 (第4条の5第2号コ)	・排ガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにする。
17 冷却水等の飛散・流出防止 (第4条の5第2号タ)	・急冷塔で使用する冷却水は完全蒸発し、冷却塔及びミストコットレルで使用する冷却水・洗浄水は全量が設備内及び配管内を通る構造となっており、回収された排水については排水処理工程で処理を行うため飛散・流出の恐れは無い。
18 分離排出 (第4条の5第2号レ)	・50mロータリーキルン炉前から排出する燃え殻と、二次燃焼炉、急冷塔、バグフィルタから発生するばいじんはそれぞれ別の排出口から排出される。バグフィルタから発生するばいじんは中和処理・脱水を行い澱物(中和澱物)にする。また、排水処理工程からも澱物(排水処理澱物)が発生するがこれらの廃棄物はそれぞれ鉄骨上屋付貯蔵舎で排出設備ごとに分けて屋内で保管し貯留する。
19 ばいじん又は焼却灰の溶融 (第4条の5第2号ソ)	・該当無し。
20 ばいじん又は焼却灰の焼成 (第4条の5第2号ツ)	・該当無し。
21 ばいじん又は焼却灰のセメント固化又は薬剤処理 (第4条の5第2号ネ)	・該当無し。
22 ごみの飛散及び悪臭の発散防止 (第4条の5第10号)	・飛散の恐れのある廃棄物については容器に入れるか湿潤な状態を保ち飛散しないようにする。 ・悪臭の発散の恐れのある廃棄物については容器に入れる等の対策をとる。 ・廃棄物は容器に入った状態で投入口への直接投入を行うか、容器に入った廃液をポンプにより抽出し、直接焼却炉内へ吹き込む。
23 構内の清潔保持 (第4条の5第11号)	・安全衛生を目的としたパトロールを1日1回以上行うとともに、施設内の毎日の清掃により清潔にする。 ・殺虫剤等を常備し、害虫等が発生した場合には散布する。

基準又は設備	措置内容 (設置しない場合はその理由を記載すること)
24 騒音及び振動の防止 (第4条の5第12号)	・空気圧縮機は低騒音型の物を採用している。 ・送風機、空気圧縮機、誘引送風機、ポンプ等は振動について強固な鉄筋コンクリート製の基礎としている。
25 放流水 (第4条の5第13号)	・排ガス処理設備から発生する排水は排水処理設備にて処理し放流する。 ・排水処理設備の処理水は、定期的な分析を行い生活保全上の支障が無いことを確認する。
26 機能検査及び水質検査 (第4条の5第14号)	・施設の正常な機能を維持するため、日々点検等の定期点検は点検表に基づいて、点検を実施する。 ・排ガス及び排水処理設備の処理水は、定期的な分析を行い生活保全上の支障が無いことを確認する。
27 施設の維持管理 (第4条の5第15号)	・施設の維持管理は自社の社員が行う。
28 点検等の記録 (第4条の5第16号)	・施設の維持管理に関する点検結果は点検表に記載し、3年間保存する。記録は事務所に保存する。